

長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業  
プロポーザル実施方針

令和6年3月

いちき串木野市

## 1. 趣旨

この要領は、いちき串木野市（以下、「市」という。）が実施する長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）の提案者を特定することを目的に実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 事業の概要

- (1) 事業名：いちき串木野市長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業
- (2) 事業手法：本事業は、施設の所有が市となり、施設の統括管理業務・設計業務・建設業務・維持管理業務・運営業務・エリアマネジメント推進業務を特定事業者に包括的に委託する DBO 方式により実施する。
- (3) 事業内容：誘客交流拠点施設整備運営事業に係る統括管理業務、設計業務及び建設業務（解体撤去含む）、事業期間内の維持管理業務・運営業務及びエリアマネジメント推進業務とする。

a 統括管理業務（設計業務、建設業務（解体撤去含む）、維持管理業務、運営業務及びエリアマネジメント推進業務の各業務を包括的にマネジメントする）

b 設計業務（基本・実施設計業務、申請業務、工事監理業務）

※設計の際に必要な測量調査、地質調査等を含むものとする。

c 建設業務（解体撤去含む）

施設名称	整備内容	対象年齢
多目的ゾーン	広場等	全ての世代
ちびっこゾーン	遊具等	3歳～6歳未満
わんぱくゾーン	遊具等	6歳～12歳未満
子育てゾーン	にぎわい施設（屋内遊具・管理棟・トイレ・更衣室等・外構）	全ての世代
駐車場	駐車場	—

d 維持管理業務（保守点検、施設管理、樹木維持管理）

e 運営業務（保守点検、施設運営、自主事業等）

f エリアマネジメント推進業務（長崎鼻公園周辺を一带としたエリアマネジメント）

※維持管理期間は3年間、運営期間は15年間とする。

- (4) 事業期間：本事業の事業期間は以下に示す期間を想定している。

- ① 統括管理業務：契約締結日翌日から令和23年3月31日（17年間）
- ② 基本設計業務：契約締結日翌日から令和7年3月31日
- ③ 実施設計業務、建設（解体撤去含む）業務及び外構工事：契約締結日翌日から令和8年3月31日
- ④ 維持管理業務：令和8年4月から令和11年3月31日（3年間）

- ⑤ 運營業務 : 令和8年4月から令和23年3月31日(15年間)  
⑥ エリアマネジメント推進業務 : 契約締結日翌日から令和9年3月31日(3年間)  
※エリアマネジメント推進業務については、必要に応じて期間を延長する場合がある。

※補助金・交付金の採択状況によりスケジュールが変更になる場合がある。

※令和8年4月供用開始を予定

#### (5) 敷地等の概要

①所在地：いちき串木野市小瀬町37番地及び小瀬町139番地の一部、長崎町101-2の一部  
(平面図参照)

②都市計画：非線引き都市計画区域

③用途地域：第一種低層住居専用地域 ※建築基準法22条区域

④建ぺい率：40%

⑤容積率：60%

#### (6) 上限額

・提案上限額：660,000,000円未満(消費税を含む)

①設計及び建設(解体撤去含む)：650,000,000円未満(消費税を含む)

②エリアマネジメント推進業務費：10,000,000円未満(消費税を含む)

また、維持管理業務・運營業務に要する費用は別途提案によるものとする。

#### (7) 契約方法

本事業の財源は、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)(以下「デジ田交付金」という。)の採択を想定しているため、優先交渉権者選定後、本事業にかかる基本協定と基本設計業務委託契約及びエリアマネジメント推進業務委託契約を先行して締結し、市と優先交渉権者が基本協定に基づき価格の交渉を行い、交渉が成立した場合には、デジ田交付金の採択後に、事業契約(実施設計業務・建設業務)及び指定管理者協定書の締結へ移行することとしている。

なお、エリアマネジメント推進業務期間は3年間とするが、単年度ごとの契約とする。

### 3. 担当課

担当：いちき串木野市 都市建設課 都市計画係(市来庁舎2階)

住所：〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地

電話：0996-21-5153

FAX：0996-21-5192

E-mail：[tokei2@city.ichikikushikino.lg.jp](mailto:tokei2@city.ichikikushikino.lg.jp)

## 4. 提案評価の実施

### (1) 目的

本事業は、本市が直面している喫緊の課題である少子高齢化による人口構造の変化に対応し、次世代にまちを受け継いでいくために、安心して子育てができる環境整備の一環として、子どもたちがのびのびと安全に遊ぶことができる遊戯施設に加え、高齢者から子育て世代まで幅広い世代が集い賑わいを創出する交流施設を整備することにより、本市の観光拠点の一つである長崎鼻公園一帯を周辺地域からの誘客交流拠点として位置づけ整備するものである。

この誘客交流拠点の整備は、来場者にとっての憩いの場、また、市内外から多くの来場者が訪れる賑わいの場、人と人を繋ぐ交流の場になり、子育て環境の向上だけでなく、交流人口の増加による地域経済の活性化や移住定住の促進を図ることを目的とする。

整備予定地を含む長崎鼻公園一帯は、吹上浜金峰山県立自然公園の一部として、東シナ海に突き出た松の緑と海の青が美しい景観があり、運動広場、遊具、展望施設などが整備されている。また、公園に隣接して全国でも珍しい海水プールや宿泊施設もあることから昭和39年に開設以降、市民の憩いの場としてだけではなく多くの観光客にも親しまれてきた本市の誘客交流拠点の一つである。そのため、隣接施設の海水プールは定期的な維持補修に努め、宿泊施設においては、平成28年に民間へ譲渡しリニューアルを図るなど、当エリアの魅力向上に努めてきた。

しかしながら、近年においては、隣接施設含め全体的に老朽化が進んでいることや利用者のニーズの多様化などにより、憩いや交流の場としての魅力や機能が十分に活かされておらず、利用者も年々減少している。

このエリアにおける中心的な役割を担う長崎鼻公園を再整備することにより、新たな交流と賑わいが創出され、また、専門的な視点からコーディネートするエリアマネジメント業務を導入し、誘客交流拠点としての魅力や利便性の向上を図ることで、地域住民のみならず来訪者にとって親しまれる場となるとともに、交流人口の増加による経済的な波及効果を市内全域にもたらし、本市の総合的な発展と市民の満足度向上に繋げていくものである。

本施設が、いちき串木野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に示す、本市の基本理念「小さくても豊かなまちづくり～次世代にまちを残そう」を実現するための持続可能なまちづくりの拠点施設として本市における地方創生に寄与するために整備するものである。

### (2) 企画提案に求める内容

#### ① 施設概要

- ・建設地である長崎鼻公園との調和と動線に配慮した施設整備計画と外構計画の提案
- ・本事業の目的や役割、求められる機能などを十分に理解した上でのプランニングと遊具エリア等の提案
- ・子どもから高齢者まで幅広い来園者が憩い、楽しめる施設配置の提案
- ・子どもが遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていける公園としてふさわしいコンセプトの提案。

- ・雨天時でも利用可能な施設等の提案
  - ・ランニングコストを考慮し、エネルギーの効率的利用、負荷の平準化、自然エネルギー利用の配慮など、環境負荷を可能な限り低減する設備設計の提案
  - ・子育て世代が集い、にぎわいを創出する施設としてふさわしいコンセプトの提案
  - ・各ゾーンにおける安全対策を適切に講じた提案
  - ・幼児と児童の混在を避ける工夫と遊具設置の提案
  - ・導入する遊具等において、補修や部材交換メンテナンス性に優れ、ライフサイクルコストの軽減を考慮した提案
- ② 事業工程
- ・設計から建設までの工程提案
  - ・提案内容が理論的に裏付けられた説得力のある提案
- ③ 維持管理業務・運営業務
- ・本施設を清潔で安全な施設とするための維持管理（遊具の管理、草払い、植栽管理等、法定点検、清掃業務）の具体的な提案
  - ・本施設を安心して活用できる運営体制と収益施設における経営シミュレーション及び自立、自走していく仕組みの提案
  - ・収益性の向上や管理経費の縮減が期待できる提案
- ④ エリアマネジメント推進業務
- ・将来的なエリアマネジメント体制についての提案
  - ・イベント開催等のコーディネート及びサポート体制の提案
  - ・ワークショップ等の企画・運営についての提案
  - ・他団体や隣接施設との連携体制が期待でき、共創によるサービスが期待できる提案
- ⑤ デジタル技術の活用
- ・施設の利活用方策におけるデジタル技術活用の提案
- ⑥ その他
- ・自由提案（事業者独自の付加価値提案・補足提案）

## 5. 参加資格

本事業への応募者は、都市公園の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人グループとし、応募者は、応募手続きを代表して行う企業（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

1. 代表事業者（統括管理者）
2. 設計企業（鹿児島県に本社を有する企業）
3. 建設企業（いちき串木野市に本社を有する企業）

- 4. 施設維持管理企業
- 5. にぎわい施設運営企業
- 6. エリアマネジメント企業

- ・応募者は、応募にあたり代表事業者、構成企業を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の企業で分担することは差し支えない。
- ・応募者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、市の承認を得て変更することができる。
- ・代表事業者・構成企業が、他の応募者と重複することはできない。

## (2) 参加資格要件

### ① 共通事項

ア 応募者（各構成企業を含む）は、次の資格要件を満たすものとする。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ・ 電子交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止などの事実がないこと。
- ・ 参加申込書の提出日から優先交渉権者として選定されるまでの間、いちき串木野市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名保留期間中でないこと。
- ・ 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ・ いちき串木野市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 11 号）に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ・ 市が公告の際に提示した条件等に適合していること。

イ 構成企業のいずれかは、次の資格要件を満たすものとする。

- ・ 複合遊具等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力、技術力を有すること。
  - ・ 平成 30 年 4 月 1 日以降に同種の施工実績（下請負人としてのものを含む）を有すること。
  - ・ 一般社団法人日本公園施設業協会（以下「JPFA」という。）の SP 表示認定企業であること。
- ※本プロポーザルの実施（提案書の作成及びプレゼンテーションの実施）に関しては、主として代表事業者が参加することを原則とするが、その際協力業者の参加を可能とする。

### ② 各業務にあたる者の要件

応募者のうち、設計、建設（解体撤去含む）、工事監理、維持管理、運営及びエリアマネジメントの各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

ア 統括管理業務を行う企業

- ・ 本事業は、施設の設計業務、建設業務（解体撤去含む）、維持管理業務、運営業務、エリアマ

ネジメント推進業務を包括的に行う事業である事から公共施設における類似事業の代表事業者としての実績を有していること。

イ 設計業務（広場）を行う企業

- ・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門又は都市計画及び地方計画部門）を行っていること。
- ・都市公園又は都市公園と類似した公園施設の設計業務の実績を有すること。

ウ 設計業務（建築）を行う企業

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

エ 建設業務（広場）を行う企業

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、「土木一式工事」の特定建設業の許可を有していること。また、「解体工事業」の許可を有していること。

オ 建設業務（建築）を行う企業

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、「建築一式工事」の特定建設業の許可を有していること。

カ 工事監理業務を行う企業

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

キ 維持管理業務を行う企業

- ・建築物の維持管理実績を有すること。
- ・都市公園又は都市公園と類似した公園や広場等における維持管理業務の実績があること。

ク 運営業務を行う企業

- ・提案する業務に必要な資格等を有すること。
- ・本業務と類似した委託業務の実績を有していること。

ケ エリアマネジメント推進業務を行う企業

- ・本業務と類似した委託業務の実績を有していること。

## 6. 参加申込

本プロポーザルに参加する意思のある応募者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書兼構成企業の制限に関する誓約書（様式 1）（代表事業者のみ）
- ② 応募者の構成企業一覧（様式 2）
- ③ 構成企業の実績・資格要件確認書（様式 3）
  - ※ 必要な資料を添付すること。
  - ※ 参加資格の要件を満たしているか確認のため、追加で資料の提出を求める場合がある。
- ④ 商業登記簿謄本履歴全部事項証明書の写し（発行後 3 ヶ月以内のものに限る）

- ⑤ いちき串木野市暴力団排除条例に係る誓約書（様式4）
- (2) 提出期間：令和6年4月15日（月）から令和6年4月26日（金）（必着）
- (3) 提出部数：正副各1部
- (4) 提出場所：鹿児島県いちき串木野市湊町1丁目1番地  
いちき串木野市役所 都市建設課 都市計画係
- (5) 提出方法：郵送（特定記録郵便等の到達の履歴が残るものに限る。）又は持参
- (6) 参加資格確認結果通知書及び提案書提出要請書の送付  
参加表明書提出者に対し、いちき串木野市都市建設課において参加資格について書類審査を行い、令和6年5月7日（火）までに参加資格確認結果通知書を送付する。なお、参加申込者の資格要件を満たしている者には、あわせて提案書提出要請書を送付する。

## 7. 提案内容

- (1) 作成に関する留意事項
- ① 企画提案は、本事業における具体的な取り組み方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
  - ② サイズは、完成予想図（概要図）、ゾーニング図と平面計画及び配置計画図についてはA3判、その他はA4判とする。
  - ③ 分かりやすさや見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ、図面等を適宜利用すること。
- (2) 記載内容に関する留意事項

提出書類	留意事項
提案書（表紙） （様式5）	■代表事業者の代表印を押印すること。（正本のみ、副本はコピー可）
事業実施体制 （任意様式）	■本事業を円滑に実施していくための実施体制について提案すること。 応募者は代表事業者と各業務を担当する構成企業及び業務範囲を明確にすること。 ■本事業の実施にあたり、地域貢献への配慮（市内企業の事業参画・工事材料購入・地元雇用等）の状況を明確にすること。 ※記載にあたっては、必要に応じて図表等を使用し、実施体制を明確に示すこと。
各業務を担当する構成企業の配置予定技術者の資格・実績 （様式5-1） （様式5-2） （様式5-3）	■設計業務（建築）を担当する企業の配置予定技術者及び資格（様式5-1） ■設計業務（広場）を担当する企業の配置予定技術者及び資格（様式5-2） ■建設業務（建築）を担当する企業の配置予定技術者及び資格（様式5-3） ■建設業務（広場）を担当する企業の配置予定技術者及び資格（様式5-4） ■各業務を担当する技術者の実績を記載する場合はそれぞれ2件までとする。

(様式 5-4)	
<p>企画提案内容 (任意様式)</p>	<p>■下記の各項目について、事業者の計画、ノウハウ、アイデア、考え方等を具体的に分かりやすく示し提案すること。また、各項目においては積極的な自由提案を求める。(プロポーザル要求水準書参照)</p> <p>ア 事業全体の概要及びコンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的やコンセプトを十分に理解した事業提案となっているか。</li> <li>・完成予想図(概要図)、ゾーニング図と平面計画及び配置計画図</li> </ul> <p>イ 外観・外構についての整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎鼻公園の景観や周辺環境への配慮、利用者の動線を考慮した外観・外構計画となっているか。</li> </ul> <p>ウ ゾーンの整備計画及び施設の機能・役割・動線計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーンごとの整備計画が提案されているか。</li> <li>・ゾーンごとの機能、特徴、ターゲットが明確にされた提案となっているか。</li> </ul> <p>エ 事業対象地全体の施工計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全かつ確実な事業工程となっていて、工事期間中における保安林への遊歩道等のアクセス道路が確保された提案となっているか。</li> </ul> <p>オ 維持管理業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設を清潔で安全な施設とするための維持管理(遊具の管理、草払い、植栽管理等、法定点検、清掃業務)の具体的な提案</li> </ul> <p>カ 運營業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設を安心して活用できる運営体制と収益施設における経営シミュレーション及び自立、自走していく仕組みの提案となっているか。</li> </ul> <p>キ エリアマネジメント計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接施設である海水プールや宿泊施設との連携など長崎鼻公園周辺一帯の価値を高め、魅力の向上を図るエリアマネジメントへの取組みに対する考え方が提案されているか。</li> <li>・誘客交流拠点としての役割や機能に対する考え方が提案されているか。</li> <li>・エリアマネジメント体制が具体的に示された提案となっているか。</li> </ul> <p>ク ゾーンごとの利活用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーンごとに利活用方策が具体的に提案されているか。</li> </ul> <p>ケ デジタル技術の活用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・wi-fiの設置やキャッシュレス決済の活用など、利活用方策においてデジタル技術の活用が提案されているか。</li> </ul>

工程計画表 (任意様式)	■契約締結日翌日から令和8年3月31日(火)予定としているが、提案を求めるものである。
費用内訳書 (見積書) (様式6号)	■2(6)に示す上限金額を超えないこと。 ■参考見積内訳書に記載されている業務ごとの内訳が分かるように作成すること。
その他補足説明資料 (任意様式)	

### (3) 提案書の提出

- ①提出期間：令和6年5月7日(火)～令和6年6月14日(金)(必着)
- ②提出場所：鹿児島県いちき串木野市湊町1丁目1番地  
いちき串木野市役所 都市建設課 都市計画係
- ③提出部数：17部(正本1部、副本16部)
  - ・製本の必要はなく提出書類はファイリングにて提出すること。
  - ・電子データ(CD)1部(PDF形式)
- ④提出方法：持参

## 8. 質問等

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式7)により提出すること。

### (1) 受付期間

(参加申込及び提案に関する質問)

令和6年3月28日(木)から令和6年4月5日(金)(必着)まで

※ 平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (2) 提出先

いちき串木野市役所 都市建設課 都市計画係

### (3) 提出方法

電子メールとする。(提出後は必ず受信確認電話をすること。)

TEL : 0996 - 21 - 5153      E-mail : [tokei2@city.ichikikushikino.lg.jp](mailto:tokei2@city.ichikikushikino.lg.jp)

### (4) 回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、いちき串木野市ホームページに令和6年4月12日(金)までに掲載する。

## 9. 企画提案書の評価基準

審査項目	
業務の実施体制及び実績 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①組織力（人員配置、組織構築）</li> <li>②技術力（代表事業者の業務実績、構成員の資格取得状況）</li> <li>③ヒアリング（取組、姿勢）</li> </ul>
企画提案内容 (105点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①理解度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的等を十分に理解した提案となっているか。</li> </ul> </li> <li>②コンセプト <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のコンセプトを十分に理解し、利用者の動線を考慮した外観・外構計画の提案となっているか。</li> </ul> </li> <li>③実現性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・確実な事業工程の提案となっているか。</li> </ul> </li> <li>④安全性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全対策を講じたゾーニング・遊具等の提案や、工事期間中の利用者への安全が確保された仮設計画の提案となっているか。</li> </ul> </li> <li>⑤環境性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ランニングコストを考慮した省エネ対応及び補修や部材交換メンテナンス性に優れ、ライフサイクルコストの軽減を考慮した提案となっているか。</li> </ul> </li> <li>⑥独創性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利活用方策におけるデジタル技術活用や、事業者独自の付加価値提案となっているか。</li> </ul> </li> </ul>
持続可能な管理運営及びエリアマネジメントに関する技術提案 (55点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①組織力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理及び運営の人員配置、具体的な取組体制の提案となっているか。</li> </ul> </li> <li>②技術力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリアマネジメントの実績はあるか。</li> </ul> </li> <li>③管理運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理及びにぎわい施設の運営の具体的な提案がなされているか。</li> </ul> </li> <li>④エリアマネジメント <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ、イベント等の具体的な提案及び他団体等との連携体制が具体的な提案となっているか。</li> </ul> </li> <li>⑤継続性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設が自立、自走していく仕組みの提案となっているか。</li> </ul> </li> <li>⑥独創性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相乗効果を期待できる独自の提案となっているか。</li> </ul> </li> </ul>
提案価格 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誘客交流拠点施設整備費（設計業務・建設業務）※解体撤去含む</li> <li>●エリアマネジメント推進業務費（3年間）</li> </ul>

## 10. 提案の審査及び結果の通知

### (1) 選定委員会

プロポーザル提案者から最優秀提案者を選定するため最終審査は市が設置する誘客交流拠点施設整備運営事業受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

企画提案書の評価基準に基づき算出した評価点が最も高い提案者を最優秀提案者とし、第2位を優秀提案者とする。

なお、最高得点が複数ある場合は、見積り以外の得点が上位の者を最優秀提案者（優先交渉権者）として選定する。なお、見積り以外の得点が同じ場合は、企画提案内容・持続可能な管理運営及びエリアマネジメントに関する技術提案の合計得点が高い者を最優秀提案者（優先交渉権者）として選定する。

### (2) プレゼンテーションの実施

選定委員会において、参加申込者が作成し提出した提案書等についてプレゼンテーションを以下の通り実施する。

- ① 実施日 令和6年6月18日（火）
- ② 会場 いちき串木野市役所
- ③ 時間配分 企画提案書に基づく説明 45分、質疑応答 15分程度
- ④ 内容 企画提案書に基づく提案内容の説明
- ⑤ その他

- ・法人グループの場合は、代表事業者が説明するものとする。
- ・時間及び会場については、実施日の1週間前までに別途通知する。
- ・市において、スクリーン及びプロジェクター（HDMI接続）を準備する。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む）は、提案者において準備すること。

### (3) 選定に関する事項

- ・プレゼンテーションの後、選定委員会で審査を行い、基準を満たした提案者の中から最優秀提案者及び優秀提案者を1法人または1法人グループ選定する。
- ・審査結果については、提案者全員に書面により通知する。
- ・選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や意義は一切認めない。
- ・選定委員会は、提案者が1法人または1法人グループの場合でも開催する。
- ・提案者が1法人または1法人グループの場合は、総評価点が50パーセント以上の場合のみ、最優秀提案者として選定し得るものとする。

### (4) その他

審査の結果、発注者の要求事項を満たしていない場合等は、最優秀提案者の選定を行わないことがある。

## 11. 契約の締結等

本事業の契約は、以下の通り進めるものとする。

### (1) 優先交渉権者との協議

- ・最優秀提案者を優先交渉権者とし、協定及び契約に必要な協議を実施する。
- ・最優秀提案者と協定及び契約締結に至らなかった場合は、優秀提案者を優先交渉権者とする。

### (2) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者と本事業を円滑に進めるにあたり必要な事項を定めた基本協定を代表事業者と締結する。

### (3) 統括管理業務委託契約の締結

基本協定締結と共に、市と代表事業者は統括管理業務委託契約を締結する。

### (4) 基本設計業務委託契約の締結

基本協定締結と共に、市と代表事業者は基本設計業務委託契約を締結する。

### (5) エリアマネジメント推進業務委託契約の締結

基本協定締結と共に、市と代表事業者はエリアマネジメント推進業務委託契約を締結する。

※エリアマネジメント推進業務委託契約期間は3年間とするが、単年度毎の契約とする。

### (6) 事業契約（実施設計業務・建設業務）の締結

本事業の財源は、デジ田交付金の採択を想定しているため、その採択決定後、いちき串木野市議会の議決を経て本事業に関する事業契約（実施設計業務・建設業務）を締結する。

### (7) 指定管理者協定書の締結

事業契約（実施設計業務・建設業務）締結後、いちき串木野市議会の議決を経て本施設の運営及び維持管理に関する指定管理協定書を締結する。

※事業期間における単年度毎に維持管理業務費及び運営業務費（指定管理料）を明記した指定管理業務に関する年度協定書を締結する。

### (8) 契約スケジュール（予定）

契約業務	年 月
基本協定	令和6年7月
基本設計業務委託契約	令和6年7月
統括管理業務委託	令和6年7月
エリアマネジメント推進業務委託契約	令和6年7月
事業契約（予定）	令和7年4月
指定管理者協定（維持管理業務）	令和8年4月（3年間）
指定管理者協定（運營業務）	令和8年4月（15年間）

※維持管理業務については、4年目以降市内事業者へ公募を行うこととしている。

### (9) 契約保証金

事業契約（実施設計業務・建設業務）に必要な契約保証金は、いちき串木野市契約規則（平成17年10月11日規則第49号）第31条から第36条までの規定によるものとし、契約保証金の額は、本施設の施設整備業務費相当額に当該額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付するものとする。

### (10) 支払い条件

いちき串木野市財務規則（平成17年10月11日規則第44号）（以下、「財務規則」という。）第55条の規定により、受注者は発注者に前金払の支払いを請求することができる。また、財務規則第57条の規定により、受注者は発注者に部分払の支払いを請求することができる。

## 12. プロポーザルの日程

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

No.	手続き	時期
1	プロポーザルの公告・実施方針・要求水準書の公表	令和6年3月28日(木)
2	参加申込及び提案書に関する質問書の受付期間	令和6年3月28日(木)から 令和6年4月5日(金)まで
3	参加申込及び提案書に関する質問書に対する回答期日	令和6年4月12日(金)
4	参加申込受付期間	令和6年4月15日(月)から 令和6年4月26日(金)まで
5	参加資格確認結果通知書及び提案書提出要請書送付	令和6年5月7日(火)まで
6	提案書の受付期間	令和6年5月7日(火)から 令和6年6月14日(金)まで
7	審査委員会（プレゼンテーション）（予定）	令和6年6月18日（火）
8	最終審査結果の通知・公表（予定）	令和6年6月21日（金）
9	基本協定締結（予定）	令和6年7月上旬

## 13. 失格事項

参加申込者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽又は不備の記載があった場合
- (2) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (3) 本方針に定める手続き以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (4) その他本方針に違反すると認められる場合
- (5) 協定及び契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合

#### 14. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等の作成に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載内容の変更は認めない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書及び企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行う場合がある。
  
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書等については、事業者の同意を得ずして第三者に開示し、又は本事業の目的以外に使用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
  - ① 契約候補者が提出した参加表明書及び企画提案書等について、市が必要と認める場合
  - ② いちき串木野市情報公開条例の規定が適用される場合
- (7) 本事業は財源として想定しているデジ田交付金の採択といちき串木野市議会の議決が必要な契約であることから、デジ田交付金の採択に至らなかった場合、又は議決を得られなかった場合には事業契約の締結が不可能、若しくはスケジュールが変更となる場合がある。スケジュールの変更に伴う事業計画の変更等については、市と十分な協議を行い決定していくものとする。

なお、応募者は参加表明書を提出した段階で上記の事項について合意したものとし、一切の損害賠償の請求はできないものとする。
- (8) 提案された提案書、並びに提案内容の完成予想図（概要図）の著作権は、それぞれプロポーザル提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に帰属するものとする。

※プロポーザル終了後に契約を締結し作成した図面等の書類については除く。

## 15. リスク分担表

予想されるリスクと責任分担

(1) 市と事業者の責任分担は下記の内容を想定する。

### 1 共通リスク

リスク項目		内容	市	事業者
募集要項		募集要項の瑕疵により生じた場合	○	
制度リスク	行政リスク	事業契約以前に生じた事項	○	
	法制度リスク	一般分野の法制度改正により、建設・保守・設備費用等に追加変更を生じた場合	○	
	許認可リスク	建設許可等に係る許認可の遅延により費用の増大が生じた場合		○
	税制度リスク	消費税率の改正により消費税額が増加した場合	○	
反対リスク		着工前の段階で、本事業の計画に対する住民の反対運動が生じた場合	○	
		設計施工に関する住民反対運動が生じた場合	○	
不可抗力 (洪水・地震・落雷等の自然災害)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不可抗力により費用が増加した場合</li> <li>・ 不可抗力により事業が中止に追い込まれた場合</li> <li>・ 損害保険等が適用されない場合や保険支払金の損害保険に対する不足分が生じた場合</li> </ul>	○※	△※

※不可抗力による増加費用及び損害額（保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）について、本事業に要する費用等の100分の1に至るまでは事業者が負担しこれを超える額については、市が負担する。

## 2 設計リスク

リスク項目		内 容	市	事業者
設計不適合		市が要求する水準の設計ができない場合		○
設計遅延	市側の事由	市側の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらした場合	○	
	事業者側の事由	事業者側の事由により詳細設計が一定期間に完了せず費用増加をもたらした場合		○
設計変更	市側の事由	市側の事由により設計変更が生じ費用が増加した場合	○	
	事業者側の事由	事業者側の事由により設計変更が生じ費用が増加した場合		○

## 3 建設リスク

リスク項目		内 容	市	事業者
建設費用増大	市側の事由	市側の指示により、費用超過や建設遅延が生じた場合	○	
	事業者側の事由	事業者側の指示により、費用超過や建設遅延が生じた場合		○
		建設費用や期間の見積もりに誤差があった場合		○
	予見される土地条件	予見できない土地条件により、費用の変更が生じた場合（地中埋設や土壌汚染等）	○	
設計違反		設計通りに建設されなかったために建設・設計費用の増加が生じた場合		○
業者間の紛争		企業間紛争により、建設の遅延やマネジメント費用の追加が生じた場合		○
建設段階の住民対策		建設時において周辺環境の保全等に係る苦情処理の必要が生じた場合		○
現場の警備責任		設備・原材料の盗難・損傷により、費用増加及び遅延が生じた場合		○
現場の安全管理責任		安全管理の不足により、費用増加及び遅延が生じた場合		○
建設工事中の事故等		建設工事中の事故や第三者への損傷が生じ、費用増加及び遅延が生じた場合		○

#### 4 施設リスク

リスク項目	内 容	市	事業者
施設の瑕疵	本事業において建設等された施設に補修を要する瑕疵があることが顕在化した場合		○
市による仕様変更	運営期間中に市が仕様の変更を求めた場合	○	
施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持管理が対応されていなかったため、施設の一部または全部が利用に供されないことにより、市が損害を受けた場合</li> <li>・上記是正のための費用が生じた場合</li> <li>・維持管理業務・運營業務の実施に関し、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与え、当該第三者からその損害賠償を求められた場合</li> </ul>		○
技術革新による施設・設備の陳腐化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備が契約期間中に陳腐化した場合</li> <li>・技術的な変化により、市が契約に定める以外の設備更新等を要求した場合</li> </ul>	○	
設備更新リスク	事業契約外の保守管理が不適切なため、施設設備の更新サイクルが短縮化した場合	○	
施設の損傷	事業者の責による施設の損傷		○
	利用者の責による施設の損傷	○	○
施設の劣化	事業者の責（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の劣化に関するもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
運営に伴う近隣対策	維持管理運営時の周辺環境への配慮、住民対策、苦情処理	○	○

※なお、上記に示されていないリスク分担等については、市と事業者双方の協議により定めるものとする。